

# マイナンバーカード受取りのお知らせ

市役所



## 1. 受取りの際の注意点

- マイナンバーカードの受取前に市外に転出されると、マイナンバーカードが廃止になります。必ず、転出前にお受け取りください。
- 窓口は、週の初日や3月から4月中旬は非常に混雑します。時間に余裕を持って起こしてください。



## 2. カードの受取りができる方

- 原則、カードの受取りは申請者本人となります。
- 申請者が15歳未満の方または成年（未成年）被後見人の方は、申請者本人と法定代理人が来庁してください。
- やむを得ない理由により申請者本人が来庁できない場合は、代理人にカードの受取りを委任することができます。ただし、裏面の「来庁困難の理由」に該当する場合に限ります。来庁時に持参いただく持ち物にご注意ください。

## 2. 必要な持ち物

- 共通の持ち物および追加の持ち物は、カードをお受け取りになる際に必要となります。特に身分証明書は、カードの顔写真と申請者本人が一致するかを確認するために必要となりますのでお忘れのないようご注意ください。
- 必要書類等が不足した場合は、カードをお渡しすることができません。

### 共通の持ち物

#### ①個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書 兼 照会書（同封はがき）

※回答書欄を記入の上、ご持参ください

※やむを得ない理由により代理人が来庁する際は、委任状欄の記載が必要です。

#### ②「通知カード兼住民基本台帳カード返納届・紛失届」（同封書類「別紙6」）

- ③通知カード ④住民基本台帳カード  
⑤マイナンバーカード（更新の方のみ） } ③～⑤は、お持ちの方のみご持参ください。

### 追加の持ち物

申請者	来庁する方	身分証明書等
申請者が15歳以上の方	申請者本人	①申請者の本人確認書類 ※「3. 本人確認書類」のA書類1点またはB書類2点
申請者が15歳未満の方 または成年（未成年）被 後見人の方	申請者本人と 法定代理人	①申請者本人と法定代理人のそれぞれの本人確認書類 ※それぞれ、「3. 本人確認書類」のA書類1点またはB書類2点 ②代理権の確認書類（戸籍謄本、成年後見登記事項証明書） ※「本籍地が多賀城市以外の場合」または「親権者と同一世帯ではない場合」のみ提出してください。

追加の持ち物		
申請者	来庁する方	身分証明書等
やむを得ない理由により来庁できない方	代理人	<b>①申請者の本人確認書類</b> ※「3.本人確認書類」のA書類1点+B書類1点。 A書類がない場合は、B書類3点で、そのうち写真付きが1点以上。 <b>②代理人の本人確認書類</b> ※「3.本人確認書類」のA書類1点+B書類1点 <b>③代理権の確認書類</b> （戸籍謄本または成年後見登記事項証明書） ※「本籍地が多賀城市以外の場合」または「親権者と同一世帯ではない場合」のみ提出してください。 <b>④本人の来庁困難証明書類</b> ※下記「来庁困難の証明書類」の書類

来庁困難の理由		来庁困難の証明書類
①	病気・身体の障害などで来庁が困難	入院中である診断書・領収書、施設入所を証する書類、身体障害者手帳または介護保険証が必要です。
②	未就学児で来庁が困難	「個人番号カード交付通知書兼照会回答書（同封はがき）」の余白に、本人が来庁できない「やむをえない理由」を記載することで、証明書類として取扱います。 「やむをえない理由」 ・②の場合：「未就学児で来庁が困難なため、代理で受領します。」 ・③の場合：「長期出張中で来庁が困難なため、代理で受領します。」 ・④の場合：「新型コロナウイルス感染防止で外出を自粛しているため、代理で受領します。」
③	長期出張中などで来庁が困難	
④	新型コロナウイルス感染防止のために外出を自粛している場合	

※通勤や通学（部活動）は来庁困難の理由に該当しないため、代理人の受取りはできません。

### 3. 本人確認書類

#### A書類：官公庁発行の顔写真付き身分証明書（有効期限内のもの）

- ・住民基本台帳カード（写真あり）・運転免許証・運転経歴証明書・旅券・身体障害者手帳、
- ・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・マイナンバーカード など

#### B書類：その他の本人確認書類（「氏名・生年月日」または「氏名・住所」の記載があるもの）

- ・官公署がその職員に対して発行した身分証明書・各健康保険の被保険者証・介護保険の被保険者証
- ・医療受給者証・こども医療費受給資格者証・各種年金証書・児童扶養手当証書・特別児童扶養手当証
- ・民間企業の社員証・学校名が記載された各種書類
- ・※個人番号カード顔写真証明書（申請者が、長期入院者・施設入所者・15歳未満の方である場合に提出。）  
 ※申請者本人が「やむをえない理由により来庁できない」かつ「A書類及びB書類の顔写真付きの書類がない場合」に提出していただく証明書です。代理人は申請者本人の顔写真を貼付してお持ちください。  
 ※様式は、市ホームページからダウンロード（「個人番号カード顔写真証明書」で検索）してご利用ください。

3※カード交付・休日交付などの詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

担当：多賀城市市民経済部市民課 022-368-1141

